

# ご存じですか…自転車の正しい乗り方



## 市長インタビュー

### 安全で快適に自転車を利用するためには

#### ●最近の自転車事故について、どう思われますか？

斎藤市長 自転車の事故というと、自転車利用者が被害者という印象を受けますが、自転車と自転車あるいは自転車と歩行者の事故が増加し、最近では自転車利用者が加害者となるケースも報道されております。

また、市内で自転車事故で負傷される方は、ご高齢の方やお子さんが多くなっている状況がみうけられます。

皆さんには、自転車の正しい乗り方を守り、安全にご利用いただきたいと思っております。

#### ●自転車事故防止対策についてのお考えは？

市長 市内では、自転車にかかる交通事故があとを絶たない状況にあります。

このようなことから、本市では自転車による事故を少しでも減らすため、道路をはじめとした交通環境の整備はもとより、交通安全運動などによる市民の皆さんへの啓発活動や交通安全教育を行っております。

特に、自転車を利用する一人ひとりが自分ばかりではなく、他の人の安全にかかる交通ルールとマナーをしっかりと心得して実践していただくために、児童・生徒への交通安全教室、高齢者などを対象とした自転車運転免許制度を、警察などの関係機関と連携を図りながら実施しております。

子どもは、大人の行動をよく見ています。子どもたちがしっかりと交通ルールとマナーを身に付けるためには、保護者や地域に住む私たちが、まずはお手本を示していくことが大切と考えております。

悲惨な交通事故をなくすため、皆さんのご協力をお願いします。

## 迷惑です！放置自転車 ● ● ● 《自転車を放置するのはやめましょう！》

駅周辺の道路、歩道、駅前広場等に放置自転車が多く見られます（写真参照）。市では、市内の8つの駅周辺を自転車放置禁止区域に指定し、定期的な撤去や指導員による指導・啓発を行っています。しかし、なかなか改善されないのが現状です。

放置自転車は、歩行スペースが狭くなり、歩行者（特に車いす利用者、高齢者、子ども）をはじめ多くの人の通行の妨げになります。また、点字ブロック上の放置は、視覚に障がいをお持ちの方にとって大変危険です。

まちの景観を損なう要因になるとともに、救急車や消防車等の緊急車両が通れなくなり、人命にかかる問題を引き起こすこともあります。

放置自転車をなくすためには、皆さん一人ひとりの心がけが大切です。自転車を利用する方は、市営自転車駐車場（月極駐車、一時利用駐車が可能）か民営駐輪場などをご利用ください。

◎自転車放置禁止区域（自転車放置禁止マーク設置／右図参照）、市営自転車駐車場の場所などについては、市ホームページで紹介していますのでご覧ください。



▲自転車放置禁止マーク

- ◆民事上の責任…交通事故によって他人を死亡させたり、けがをさせたりした場合「損害賠償」という形で金銭上の責任が問われます。
- ◆刑事上の責任（道路交通法）…交通事故に対する刑罰には懲役、禁固、罰金、科料の4つの種類があります。

#### ■信号を守り、子どもにはヘルメットを着用



▲自転車に乗るときは、子どもにはヘルメットを着用させましょう。また、信号は必ず守りましょう。（信号無視は、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金）

#### ■歩道では歩行者を優先



▲自転車の通行は車道が原則です。「自転車通行可」の標識のある歩道では、歩行者優先で車道寄りを徐行しましょう。（歩行者通行妨害は2万円以下の罰金または料料）

#### ■一時停止



▲「一時停止」の標識のある場所や見通しの悪い交差点では、必ず止まって安全を確認しましょう。（一時停止違反は3か月以下の懲役または5万円以下の罰金）

## 自転車事故の原因は？

自転車による事故原因で特に多いのが、安全不確認、一時不停止、信号無視、といった自転車利用者自身の交通ルール違反によるものです。これらの事故は、自転車利用者が交通ルールとマナーを守ることで未然に防ぐことができます。



自転車は身近で手軽な移動手段であり、環境にやさしい乗り物として利用が広がっています。一方で、自転車利用者のルール違反やマナー軽視が目立ち、私たちの身の回りでは、悲惨な事故が発生しています。また、放置自転車の問題も起いています。安全に自転車に乗るために、もう一度基本的なルールとマナーを見直しましょう。



#### ■交差点での巻き込み注意



▲交差点で大きな車が曲がるときは、後輪に巻き込まれないように注意しましょう。また、車道は左側を通行し、交差点では、車が通り過ぎてから渡るようにしましょう。

#### ■酒酔い運転の禁止



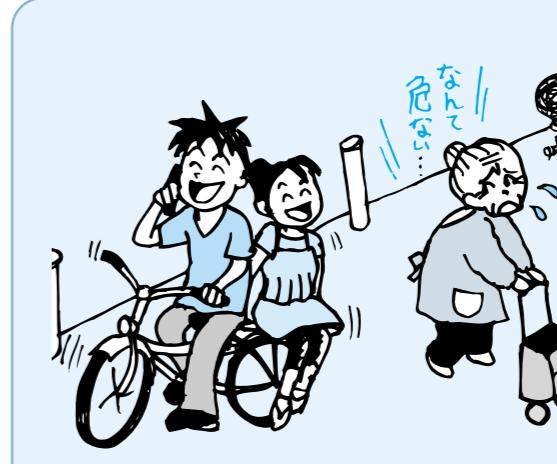
▲お酒を飲んだら、自転車には絶対にしません。自転車でもなります。（酒酔い運転は3年または50万円以下の罰金）

#### ■夜間のライト点灯



▲夕暮れときは、早めにライトを点灯しましょう。自転車の側面には反射材を付けましょう。（夜間無灯火は5万円以下の罰金）

#### ■2人乗りの禁止



▲2人乗りや、携帯電話で話しながらの運転は危険ですからやめましょう。また、並行して走行することも禁止されています。（2人乗りは2万円以下の罰金または料料）

## 市内の交通事故の状況



### 安全講習に参加して

小橋 真知子さん  
(けやき台在住)

今回、近所の人たちと自転車運転の「安全講習」に参加して自動車の運転免許証そっくりの自転車運転免許証をいただくことができました。

軽い気持ちで乗っている自転車も、きちんと交通ルールを守って、しっかりと信号のある横断歩道を渡る、道路を横断するときは左右を確かめるなど、交通ルールを守ることが事故防止の大切なポイントとなります。

これからは、一人ひとりが正しい自転車の乗り方を実践することが大切であることを、家族や友だちに伝えていきたいと思っています。



### 高齢者の事故に要注意！

山上 三一さん  
(緑町在住)

高齢者の交通事故は、重大な事故になる場合が少なくありません。

長い人生経験から大丈夫だと過信し、つい交通ルールを無視してしまいがちです。当たり前のようにですが、信号のある横断歩道を渡る、道路を横断するときは左右を確かめるなど、交通ルールを守ることが事故防止の大切なポイントとなります。

私たち一人ひとりの心がけが身の安全につながることを肝に銘じ、交通事故を起こさない、あわないようにしていきたいと思っています。

#### ■市内の自転車事故死傷者の推移

